

民間団体活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）被害者への支援を充実するため、被害者支援を目的として活動している民間支援団体に対し、予算の範囲内において、事業費の一部を補助する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、シェルター又はステップハウスの整備・運営事業とし、経費は別表に掲げるとおりとする。ただし、県等からの委託によるものを除く。

(補助対象)

- 第3条 補助金交付の対象となるものは、次の（1）及び（2）に該当する民間団体とする。
- （1） DV防止及び被害者支援活動について県内で相当の実績のある団体
（2） 補助金の交付により、現在実施している被害者支援活動がさらに充実する見込みがある団体、又は現在の支援活動を維持しつつ、新たな支援活動が展開できる見込みがある団体

(補助額)

- 第4条 第2条に規定する補助対象事業に対する補助額は、補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）以内とし、交付額は1シェルター等あたり60万円を上限とする。

(補助金の申請)

- 第5条 この補助金の交付を受けようとするものは、様式第1号による補助金交付申請書により知事に申請するものとする。
- 2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。
- （1）補助金を申請する会計年度の収支予算書
（2）団体概要
（3）備品の購入に係る見積書
（4）事業内容が明らかとなる書類

(交付決定通知書)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容等の変更)

- 第7条 補助事業を行うものは、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変

更しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない（ただし、軽微な変更は除く。）。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業を行うものは、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第9条 補助事業を行うものは、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記様式第3号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（状況報告）

第11条 補助事業を行うものは、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業を行うものは、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、様式第4号により実績報告書を知事に提出するものとする。

（確定通知書の様式等）

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第5号の通知書により行うものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業を行うものは、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号により請求書1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業を行うものは、前条による補助金の額の確定があったときは、速やかに様式第3号により請求書を提出するものとする。

（経理）

第15条 補助金の経理に当たっては、補助事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理するものとする。

（書類の整備等）

第16条 補助事業を行うものは、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助事業を行うものは、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第18条 補助事業を行うものは、補助事業として開設したシェルター等を、シェルター等以外の用途に使用してはならない。また、当該シェルター等を2年以内に廃止しようとするときは、知事に協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

民間団体自立支援活動促進費補助金交付要綱（平成29年8月1日施行）は、廃止する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

別表

内容	補 助 対 象 経 費	
シェルター等の開設 、整備・運営に要す る経費	経費区分	内 訳
	スタッフ人件費	1日あたり6,000円かつ200日を上限とする
	研修費	スタッフ研修費用
	使用賃借料	敷金・礼金等一時的経費、家賃・共益費 (振込手数料を含む)
	光熱水費	電気・ガス・水道
	役務費	開設・移転時の運送料等、開設後の電信電話料、火災保険料
	委託料	シェルター等警備委託に係る費用
	備品購入費	シェルター等用備品購入費（開設時は、防犯設備、家具、什器等開設時に必要なもの。開設後は、住環境改善に特に必要なもの。）
	改築・修繕費	シェルター等の維持管理、バリアフリー対応等に係る費用